

令和4年度（2022年度） 一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター 職員採用試験案内

【一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの概要】

- ◆団体名 一般財団法人熊本市勤労者福祉センター
- ◆設立年月日 昭和58年1月6日
- ◆事業目的 中小企業に従事する勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、当該勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- ◆事業 (1) 熊本市勤労者福祉センター（愛称：サンライフ熊本）の管理運営業務（指定管理期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日）
(2) 熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター（愛称：ふれあう共済）の運営業務

【職員採用人数及び職務の概要】

- ◆職種 事務職
- ◆採用人数 1人
- ◆職務の概要 熊本市勤労者福祉センターの事業、施設の管理運営、事業企画、庶務等の職務に従事します。
※勤務時間は原則として午前8時30分～午後5時15分。
日曜・祝日は、午前8時30分～午後5時30分。
月4回から5回は午後0時45分から午後9時30分。
週休日は、原則として4週8休。
土・日・祝日は当番制。

【給与等条件】

- (1) 基本給（前歴換算あり）173,000円以上
- (2) 諸手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（6月・12月支給）等
- (3) 保険等 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）適用
- (4) その他 年次有給休暇有、福利厚生（ふれあう共済）、退職手当制度有

【採用試験について】

申込受付期間 令和4年11月21日（月）午前9時から
令和4年12月22日（木）午後5時まで

試験日 第一次試験日 令和5年1月8日（日）
第二次試験日 令和5年1月28日（土）

【受験資格】

次の各号のすべてに該当する方

- ①昭和58年（1983年）4月2日以降に生まれた方
- ②最終学歴が大学卒業または卒業見込みの方
- ③パソコン操作に堪能な者（Word・Excel）
- ④一種普通運転免許以上取得の方（令和5年3月末までに取得見込も含む）

※ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- （1）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

【試験の方法及び内容】

試験は次のとおり第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

試験	試験種目	内容	時間
第一次試験	筆記試験 (40題)	一般教養試験 (高校卒業～大学卒業程度)	120分
	検査 (150題)	職場適応性検査	20分
第二次試験	面接試験	個別面接による口述試験	20分

【試験の日時、合格発表及び会場】

試験	試験日時	合格発表	会場
第一次試験	令和5年1月8日(日) ※集合時間：午前9時 ※試験開始：午前9時15分 ※終了時刻：正午	令和5年1月18日(水) センターのホームページ (https://kumasun.net)にて、午後5時までに合格者の受験番号を発表するとともに、合格者のみ文書で通知します。	センター 大会議室
第二次試験	令和5年1月28日(土) ※詳細は第一次試験合格者に文書で通知します。	令和5年2月1日(水) センターのホームページにて、午後5時までに合格者の受験番号を発表するとともに、合否にかかわらず第二次試験受験者全員に文書で通知します。	センター 第3会議室

(1) 第一次試験当日持参するもの

- ア 受験票
- イ 筆記用具〔HB以上の濃さの鉛筆(シャープペンシル可)、消しゴム等〕
- ウ 時計(計時機能だけのものに限り、携帯電話を時計の代用品として使用することはできません。)
※電卓は持ち込み不可

(2) 受験時の注意

- ア 指定された日時に会場に集合して下さい。遅れた場合は受験できないことがあります。
- イ 受験時には携帯電話及びスマートフォンの電源は切って下さい。(厳守)

(3) 受験に関するご質問は、一般財団法人熊本市勤労者福祉センター (電話096-345-3511)までお問合せ下さい。

【受験手続・受付期間】

(1) 試験案内・申込書の請求方法

配布場所	一般財団法人熊本市勤労者福祉センター 熊本市中央区黒髪3丁目3番12号
インターネット	一般財団法人熊本市勤労者福祉センター ホームページ https://kumasun.net に掲載しています。 ※ホームページからダウンロードした申込書を使用する場合は、 A4サイズの白色の用紙に両面印刷し、郵送及び持参してください。

(2) 申込手続

申 込 先	一般財団法人熊本市勤労者福祉センター 〒860-0862 熊本市中央区黒髪3丁目3番12号 電話：096-345-3511
申 込 方 法	○【採用試験申込書（願書）の記入について】に従って、申込用紙の太 枠内に必要事項を記入し、写真を張り付けて下さい。 ○宛先明記の返信用封筒 （長3封筒：12.0cm×23.5cm第一次試験可否通知用として使用します。 84円切手を貼付して下さい。） ○封筒の表に赤字で「一般財団法人熊本市勤労者福祉センター職員採用 試験申込」と記入し、封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記して、 直接提出するか郵送にて提出して下さい。 ※郵送する場合は必ず郵便局の窓口で特定記録郵便取扱いにして下さ い。特定記録郵便の受領書は、受験票が届かない場合の確認手段にな りますので、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。
提 出 書 類	○採用試験申込書（願書） ○宛先明記の返信用封筒
受 付 期 間	令和4年11月21日（月）～令和4年12月22日（木） 受付時間：午前9時から午後5時 <u>持参・郵送に関わらず12月22日</u> <u>熊本市勤労者福祉センターまで午後5時必着とします。</u> ※11月28日（月）、12月12日（月）は休館日のため 窓口受付はできません。

【受験票の交付】

受験票は受験資格等を審査のうえ、郵送いたします。

令和5年1月5日（木）までに、受験票が届かない場合は、

一般財団法人熊本市勤労者福祉センター（電話096-345-3511）へ
ご連絡ください。

【採用試験申込書（願書）の記入について】

生年月日	年齢の欄は、令和5年4月1日現在の満年齢を記入して下さい。
現住所	現在、住んでいるところを記入して下さい。
郵送先・連絡先	現住所以外に連絡先がある場合のみ記入して下さい。
学歴	最終学歴とそれ以前の学歴を記入して下さい。（高卒以上）
職歴	最終職歴とそれ以前の職歴を記入して下さい。 職歴には前職での役職および雇用形態も記入して下さい。
資格免許	現在所有している資格免許・取得年月日・取扱機関を記載してください。 枠に入らない場合には別紙にて添付してください。 ※別紙にて提出する場合は必ず記名すること。 例) 普通1種免許・令和4年4月1日 熊本県公安委員会
署名欄	申込書の記載事項に記入もれがないかを確認の上、月日及び氏名を必ず受験者本人が署名してください。署名のない場合、受付できません。

【写真票】

写真は、申込前3か月以内に撮影した無修正のカラー写真で、上半身、脱帽、正面向きで本人とわかるものを貼ってください。

なお、写真の裏には、氏名を必ず記入してください。

写真のない方は受け付けません。

※写真を貼る際は、剥がれないようにしっかりと貼ってください。

【受験票】※全員提出が必要です。

(1) 表の太枠の中に氏名を記入してください。

(2) 受験票は郵送しますので、確実に受験票が届く郵便番号・住所・氏名を正確に記入してください。

【合格から採用まで】

(1) この採用試験の合格者は、原則として令和5年4月1日採用されます。

(2) 採用から6か月間は試用期間とします。

(3) 受験資格がないこと、又は提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

【研修】

採用されると、一般財団法人熊本市勤労者福祉センター職員としての心構えや仕事の進め方等に関する研修等を行います。

【個人情報の取り扱い】

- (1) 提出された書類は返却できません。
- (2) 申込書（願書）、受験票に記入された個人情報は、一般財団法人熊本市勤労者福祉センター職員採用事務以外に使用することはありません。

採用試験に関するお問い合わせ先

一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター
〒862-0862 熊本市中央区黒髪3丁目3番12号
電話：096-345-3511

年	月	学歴・職歴(各別にまとめて書く)
年	月	免許・資格

配偶者 有・無	配偶者の扶養義務 有・無	扶養家族数(配偶者を除く) 人	通勤時間 約 時間 分
入職後の交通手段 交通機関利用の場合(自宅～		自家用車等・公共交通機関 ～	最寄り駅 ～ 駅

キリトリ

受験票 令和4年度 一般財団法人熊本市勤労者福祉センター職員採用試験			受験番号
第一次試験 日 時	令和5年1月8日(日) 午前9時00分着席 午前9時15分試験開始	会場	熊本市勤労者福祉センター (サンライフ熊本)
氏名	住所	連絡先電話番号	

※受験票は切り取らずに提出してください。

試験時に持参するもの ・受験票 ・筆記用具 ・腕時計(携帯等の使用禁止)